

無料相談

■市民総合相談課(市役所本庁舎 28 番窓口)【予約不要】

《暮らし110番相談 28番窓口》

内容：日常生活の中の疑問、困りごとなど
(専門相談員対応)

とき：平日8:30～17:15(面談・電話相談)
☎ 0857-20-4894

《消費生活センター 29番窓口》

内容：訪問・通信販売、借金問題など、消費生活に関すること(専門相談員対応)

とき：平日8:30～17:15(面談・電話相談)
☎ 0857-20-3863

※土日祝日(年末年始以外)は消費者ホットライン
☎ 188(局番なし)をご利用ください。

下記相談の問い合わせは市民総合相談課(28番窓口)

☎ 0857-30-8181 ☎ 0857-20-3919 まで

■法律相談【電話予約制】※ご利用は年度内1回(弁護士対応)

とき：2月4日(火)、10日(月)、18・25日(火)
13:00～15:30(定員各5人・1人30分以内)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：1月24日(金)8:30～
(先着順、定員になり次第終了)

■年金制度・労働・社会保険に関する相談【電話予約制】(社会保険労務士対応)

とき：2月12日(水)13:00～15:30(定員5人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：2月5日(水)まで
(先着順、定員になり次第終了)

■土地境界に関する相談【電話予約制】(土地家屋調査士対応)

とき：2月20日(木)13:00～15:45(定員3人)

ところ：本庁舎2階28番窓口

予約：2月13日(木)まで
(先着順、定員になり次第終了)

※市役所各担当課で、人権・福祉・税・健康などの各種相談業務を随時行っています。お気軽にご相談ください。

多重債務・ヤミ金融など相談会

☎ 県消費生活センター
(県庁第二庁舎東部消費生活相談室)

☎ 0857-26-7605 ☎ 0857-26-8144

弁護士などの専門家による無料相談会

とき：2月19日(水)13:30～15:00 ※要予約

ところ：県庁議会棟第13・14会議室

人権・生活相談

☎ 中央人権福祉センター

☎ 0857-24-8241 ☎ 0857-24-8067

とき：1月14・28日(火)
15:00～15:50、16:00～16:50

ところ：人権交流プラザ

内容：人権に関わること、生活上の悩みなど

定員：各回1人(カウンセラー対応)

※相談日以外の平日8:30～17:15は人権福祉員が対応

行政への困りごと相談

☎ 鳥取行政監視行政相談センター ☎ 0857-24-5541

内容：国などの仕事や手続き、サービスなど
(行政相談委員対応)

とき：1月8日(水)・21日(火)・28日(火)・
2月6日(木)13:30～15:00

ところ：1月8日＝輝なんせ鳥取
1月21日＝さざんか会館
1月28日＝国際交流プラザ
2月6日＝麒麟 Square 情報スペース

※翌月7日までの情報を掲載しています。

特設人権相談

☎ 鳥取地方法務局人権擁護課 ☎ 0857-22-2289

とき：1月9日(木)13:30～15:30

ところ：さざんか会館

内容：人権問題全般(人権擁護委員対応)について、
人権侵害が認められる相談については調査救済(法務局対応)を行うことができます。

※法務局においても平日(8:30～17:15)は毎日相談
に応じています。専用ダイヤル ☎ 0570-003-110

行政書士相談

☎ 鳥取県行政書士会事務局 ☎ 0857-24-2744

■行政書士会無料相談 ※要予約

・1月11日(土)10:00～14:00(1人30分程度)
中央図書館2階多目的ホール
・2月2日(日)10:00～15:00
気高図書館2階会議室

内容：相続・遺言、成年後見、農地転用、契約など

■外国人無料相談会 ※要予約

とき：1月8日(水)10:00～12:00

ところ：鳥取県立図書館2階

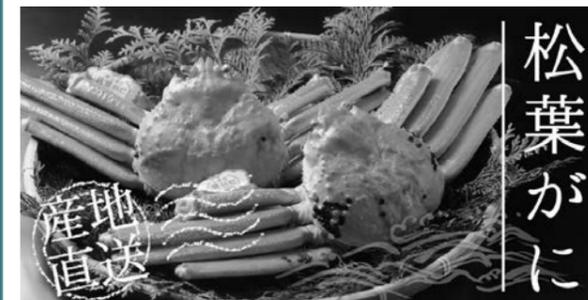
内容：在留資格、仕事、国際結婚、その他
※日本人の相談も可、英語・中国語対応可

かのご注文はインターネットショップ「とっとり市」で

☎ とっとり市カスタマーセンター ☎ 0857-54-1952 🌐 <https://tottori-ichi.jp/>



とっとり市 検索



松葉がに

鳥取市公認インターネットショップ「とっとり市」では、地元の目利きが選んだ旬の「松葉がに」を全国へ直送します。

松葉がには、甘くて弾力のある身と濃厚なカニ味噌が絶品。茹でや焼き、刺身など多様な調理法で楽しめます。一度食べたら忘れられない美味しさです。

自宅にいなから、鳥取を代表する冬の味覚「松葉がに」をインターネットで手軽に注文ができます。「松葉がに」を食べたい、贈りたいという人は、ぜひインターネットショップ「とっとり市」をご利用ください。

さらに、ジューシーで甘い「王秋梨」、最高の肉質を誇る「鳥取和牛」、一粒一粒がきらめく美味しいお米「星空舞」、豊かな自然と清らかな水で醸された「地酒」など、多彩な特産品も取り揃えています。

新年のご挨拶や冬の贈り物として、大切な人への感謝の気持ちを伝えるのに最適です。インターネットショップ「とっとり市」をぜひチェックしてみてください。



「とっとり市」公式LINEではお友だちを募集中



毎月10日は「とっとり市の日」。とっとり市公式LINEトーク内でお得なクーポンが抽選で当たるキャンペーンを実施しています。旬のおすすめや人気商品のご紹介など、最新情報やお得なセール情報が満載です。ぜひこの機会に友だち登録をお願いします。



ガード博士からのワンポイント!

勧誘時の説明に
惑わされず、契約内容を
確認するのじゃよ!



3日前、スーパーの特設会場で、「ウォーターサーバーを使っていますか」と声をかけられた。「他社を使っている」と答えたら、「5日間、特設会場を設置し、キャンペーンをしている。解約料をキャッシュバックするので当社に乗り換えませんか」と勧誘された。ウォーターサーバーは数種類展示されていた。月々の支払金額を聞き、乗り換えても損することはないかと思いついたが、サーバーは購入契約で、3年以内に解約すると、残債を一括請求されることがわかった。解約したい。「アドバイス」ウォーターサーバーに関する相談が寄せられています。ウォーターサーバーは、サーバーなどの機器をレンタルする場合と購入する場合があり、それぞれ解約条件などが異なります。契約する前にしっかり確認する必要があります。事例は、クーリング・オフの適用はありませんが、事業者によっては、独自にクーリング・オフを設けている場合があります。契約書面を確認しましょう。

No.142
ガード博士とメール助手の消費者トラブル講座
☎ 本庁舎鳥取市消費生活センター
☎ 0857-20-3863
☎ 0857-20-3919
ウォーターサーバーの勧誘に注意!
メール助手